

日本馬術連盟競技会規程 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第 8 編 エンデュランス競技</p> <p><800～801.3 までは現行通り></p> <p>801.4 <u>車両用の公共舗装道路はコースの 10%を超えてはならない。</u></p> <p><801.4.1～801.8.2 までは現行通り></p> <p>801.8.3 馬は常時、<u>獣医師団または競技場審判団、またはスチュワードからはっきり見える状態になければならない。観察を妨げるようなスクリーンや備品、またはいかなる種類のバリアの使用も認められず、これに違反した場合は失格となる。(JEF)</u></p> <p><802.1～805.3 までは現行通り></p> <p>805.4 <u>数日間にわたって開催される競技会の 2 日目以降は、一斉スタート方式または時間差スタート方式を採用することができる。時間差スタート方式を採用する場合、人馬コンビネーションは前日の走行終了時に記録された時間差をおいて翌日もスタートするものとする。組織委員会と協議のうえ、競技場審判団長と技術代表が定める時間帯（例：1 時間）についてはこの方法が適用される。その後は残っている選手の一斉スタートとなる。</u></p>	<p>第 8 編 エンデュランス競技</p> <p><800～801.3 までは現行通り></p> <p>801.4 コースの 10%を超えて車両用の舗装道路を含めるべきではない。</p> <p><801.4.1～801.8.2 までは現行通り></p> <p>801.8.3 馬は常時、<u>獣医師団や競技場審判団、スチュワードからはっきり見える状態になければならない。観察を妨げるようなスクリーンや備品、またはいかなる種類のバリアの使用も認められず、これに違反した場合は失格となる。(JEF)</u></p> <p><802.1～805.3 までは現行通り></p> <p>805.4 数日間にわたって開催される競技会では、<u>初日以外に一斉スタート方式を採用してはならない。人馬コンビネーションは前日の走行終了時に記録された時間差をおいて翌日もスタートするものとする。組織委員会と協議のうえ、競技場審判団長と技術代表が定める時間帯（例：1 時間）についてはこの方法が適用される。その後は残っている選手の一斉スタートとなる。</u></p>

改 正 案	現 行
<p data-bbox="197 277 607 308"><806～810.4 までは現行通り></p> <p data-bbox="197 400 1122 592">810.5 馬の耳には何かを詰めたり、何かをつけてはならない。※太字に変更 馬の耳が塞がれていてはならない。耳栓の使用は禁止する。プリンカーは許可されるが、前方の視界が全面的に確保されており、何らかの加工がされておらず、かつ獣医関門の中では外さなければならぬ。プリンカーの定義は以下の通りとする。</p> <p data-bbox="197 639 416 670"><以下現行通り></p> <p data-bbox="197 719 517 788">第 811 条 残虐虐待行為 <現行通り></p> <p data-bbox="197 839 465 869">第 812 条 負担重量</p> <p data-bbox="197 879 1003 909">812.1 <u>本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)</u></p> <p data-bbox="197 1038 584 1069"><812.2～812.3 は現行通り></p> <p data-bbox="197 1118 1010 1149">813.4 <u>本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)</u></p> <p data-bbox="197 1246 584 1276"><812.5～813.1 は現行通り></p> <p data-bbox="197 1358 1010 1433">813.2 <u>本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)</u> 以下現行通り</p>	<p data-bbox="1164 277 1574 308"><806～810.4 までは現行通り></p> <p data-bbox="1164 400 2089 592">810.5 馬の耳には何かを詰めたり、何かをつけてはならない。馬の耳が塞がれていてはならない。耳栓の使用は禁止する。プリンカーは許可されるが、前方の視界が全面的に確保されており、何らかの加工がされておらず、かつ獣医関門の中では外さなければならぬ。プリンカーの定義は以下の通りとする。</p> <p data-bbox="1164 639 1384 670"><以下現行通り></p> <p data-bbox="1164 719 1429 788">第 811 条 残虐行為 <現行通り></p> <p data-bbox="1164 839 1429 869">第 812 条 負担重量</p> <p data-bbox="1164 879 2101 991">812.1 全日本選手権競技において、選手の最低負担重量は全乗馬用具を含めて70～75kg とする(第 812 条 6)。詳細は実施要項にて発表する。(JEF)</p> <p data-bbox="1164 1038 1552 1069"><812.2～812.3 は現行通り></p> <p data-bbox="1164 1118 2089 1193">812.4 ヤングライダーと/あるいはジュニア競技には最低負担重量を設けない。</p> <p data-bbox="1164 1246 1552 1276"><812.5～813.1 は現行通り></p> <p data-bbox="1164 1358 2101 1433">813.2 チーム：チーム内上位3人馬コンビネーションの最終成績を合計して、総走行時間の最も短いチームが優勝となる。この合計時間</p>

改正案	現行
<p data-bbox="192 424 573 453"><813.3~815.3 は現行通り></p> <p data-bbox="192 544 1122 687">815.3.1 JEF 非公認含むすべてのエンデュランス競技会に出場した馬については、次の競技会出場前に強制休養期間を与えなければならない。起算日は、競技の終わった日（規定上の完走許容時間）の翌日とし、次の競技発走時の前日までとする。：</p> <p data-bbox="300 699 472 727">走行した距離</p> <p data-bbox="300 738 689 767">スタート - <u>46km</u> 以下 5日</p> <p data-bbox="412 820 815 849"><u>46km 超 86km 以下</u> 12日</p> <p data-bbox="412 901 815 930"><u>86km 超 126km 以下</u> 19日</p> <p data-bbox="412 983 815 1011"><u>126km 超 146km 以下</u> 26日</p> <p data-bbox="412 1064 815 1093"><u>146km 超</u> 33日</p> <p data-bbox="300 1134 1111 1201">この強制休養期間は侵襲的治療が行われた場合や異常歩様の失権の場合は延長される。</p> <p data-bbox="300 1212 1111 1366">休養期間の総時間は、最大の走行制限時間をとった場合の競技走行を終了した日の深夜（24:00）に始まり、休養期間最終日を終える同時刻までとする。公表された当該馬の次の競技走行開始時刻は休養期間終了後としなければならない。<u>(JEF)</u></p>	<p data-bbox="1263 264 2085 373">が同じとなった場合は、チーム内上位3人馬で3番目の成績であった人馬の走行時間が最も短いチームを優勝とする。順位のついた選手が3名未満であったチームは、団体順位の対象とならない。</p> <p data-bbox="1155 424 1536 453"><813.3~815.3 は現行通り></p> <p data-bbox="1155 544 2078 687">815.3.1 競技会に出場した馬については、次の競技会出場前に強制休養期間を与えなければならない。<u>起算日は、競技の終わった日（規定上の完走許容時間）の翌日とし、次の競技発走時の前日までとする。：</u></p> <p data-bbox="1263 699 1435 727">走行した距離</p> <p data-bbox="1375 738 1995 767">スタート - 40km 以下 5日（棄権の場合のみ）</p> <p data-bbox="1375 820 1778 849">スタート - 80km 以下 12日</p> <p data-bbox="1375 901 1778 930">80km < 120km 以下 19日</p> <p data-bbox="1375 983 1778 1011">120km < 140km 以下 26日</p> <p data-bbox="1375 1064 1778 1093">140km < 33日</p> <p data-bbox="1263 1134 2074 1201">この強制休養期間は侵襲的治療が行われた場合や異常歩様の失権の場合は延長される。</p> <p data-bbox="1263 1212 2074 1366">休養期間の総時間は、最大の走行制限時間をとった場合の競技走行を終了した日の深夜（24:00）に始まり、休養期間最終日を終える同時刻までとする。公表された当該馬の次の競技走行開始時刻は休養期間終了後としなければならない。</p>

改正案

815.3.2 侵襲的治療による強制休養期間 (JEF)

皮膚を穿刺あるいは切開、もしくは何らかの器具や異物を体内に入れる行為がからむ馬の治療はすべて侵襲的治療とみなされる。

(このルールの例外は、電解質の経口投与か鍼治療である。)失権となった馬で、何らかの代謝状態が診断されながらも未治療の場合は馬のウェルフェアを危うくする、あるいは脅かすものであり、侵襲的治療が必要な状況とみなされる。競技会が終了した時点で、獣医師代表と救護獣医師には治療を行った馬を1例ずつ見直し、強制休養となる緊急の侵襲的治療か、あるいは強制休養を伴わない認可治療であったかを分類する責務がある。

継続する1年間にJEF非公認含むすべてのエンデュランス競技会にて緊急の侵襲的治療が必要とされる代謝異常で失権となった馬については、次の競技に出場する前に以下に示す強制休養期間を与えなければならない。

侵襲的治療	1回目	合計 60日間
侵襲的治療	2回目	合計 90日間

2回連続して、あるいは3ヶ月間に2回にわたって緊急の侵襲的治療が必要とされる代謝異常で失権となった馬については、2回目の事例の強制休養期間に加えて、さらなる延長休養期間が適用される場合がある。

815.3.3 異常歩様による延長休養期間 (JEF)

継続する1年間にJEF非公認含むすべてのエンデュランス競技会にて異常歩様のため失権となった馬については、次の競技に出場する前に条項815.3.1に定める強制休養期間に加えて、以下に示す延長休養期間を与えなければならない。

異常歩様	1回目	14日を追加
異常歩様	2回目	21日を追加

2回連続して競技会にて異常歩様のため失権となった馬について

現行

815.3.2 侵襲的治療による休養期間延長 (JEF)

皮膚を穿刺あるいは切開、もしくは何らかの器具や異物を体内に入れる行為がからむ馬の治療はすべて侵襲的治療とみなされる。

(このルールの例外は、電解質の経口投与か鍼治療である。)失権となった馬で、何らかの代謝状態が診断されながらも未治療の場合は馬のウェルフェアを危うくする、あるいは脅かすものであり、侵襲的治療が必要な状況とみなされる。競技会が終了した時点で、獣医師代表と救護獣医師には治療を行った馬を1例ずつ見直し、強制休養となる緊急の侵襲的治療か、あるいは強制休養を伴わない認可治療であったかを分類する責務がある。

継続する1年間に競技会にて緊急の侵襲的治療が必要とされる代謝異常で失権となった馬については、次の競技に出場する前に以下に示す強制休養期間を与えなければならない。

侵襲的治療	1回目	合計 60日間
侵襲的治療	2回目	合計 90日間

2回連続して、あるいは3ヶ月間に2回にわたって緊急の侵襲的治療が必要とされる代謝異常で失権となった馬については、2回目の事例の休養期間に休養期間延長が適用される。

815.3.3 異常歩様による休養期間延長 (JEF)

継続する1年間に競技会にて異常歩様のため失権となった馬については、次の競技に出場する前に条項815.3.1に定める休養期間に加えて、以下に示す強制休養期間を与えなければならない。

異常歩様	1回目	14日を追加
異常歩様	2回目	21日を追加

2回連続して競技会にて異常歩様のため失権となった馬について

改 正 案	現 行
<p>は、2 回目の事例の延長休養期間追加に加えて、さらなる延長休養期間が適用される場合がある。 <u>継続する 1 年間に 3 回連続して競技会にて異常歩様のため失権</u> <u>なった場合は、次の延長休養期間が追加される：</u> 異常歩様 3 回目 90 日を追加</p> <p>815.3.4 継続する 1 年間に 4 回連続して競技会にて異常歩様のため失権となった馬については、次の競技会へ出場する前に 6 ヶ月の強制休養期間を与え、最初の競技の 4 週間前には獣医検査に合格しなければならない。 5 回連続して競技会にて異常歩様のため失権となった馬については、それ以降のエンデュランス競技出場は禁止となる。(JEF)</p> <p>815.3.5 JEF 非公認の国内競技会の完走成績は、JEF 非公認含むすべてのエンデュランス競技における連続する異常歩様または代謝異常のため失権となった馬に適用される休養期間に影響しない (JEF)</p> <p><以下から 820.9 は現行通り></p> <p>820.10 獣医関門への到着時刻が記録されなければならない、また本規程に従い競技会実施要項に記載された<u>プレゼンテーションタイム</u>内に馬を臨場させ、獣医師団によるインスペクションを受けなければならない。 <以下現行通り></p> <p>820.11 獣医師団あるいは競技場審判団が必要と判断した場合は、この検査時間内で馬を 1 回に限らず検査することができる。しかし規定の<u>プレゼンテーションタイム</u>内に当該馬は心拍数の回復、代謝機能の安定、歩様の健全性という 3 つの判断基準に基づいて競技を</p>	<p>は、2 回目の事例の期間追加に更に休養期間延長が加算される。 3 回連続して競技会にて異常歩様のため失権となった場合は、次の強制休養期間となる： 異常歩様 3 回目 90 日を追加</p> <p>815.3.4 継続する 1 年間に 4 回の競技会にて異常歩様のため失権となった馬については、次の競技会へ出場する前に 6 ヶ月の強制休養期間を与え、最初の競技の 4 週間前には獣医検査に合格しなければならない。 続けて 5 回以上の競技会にて異常歩様のため失権となった馬については、それ以降のエンデュランス競技出場は禁止となる。(JEF)</p> <p><以下から 820.9 は現行通り></p> <p>820.10 獣医関門への到着時刻が記録されなければならない、また本規程に従い競技会実施要項に記載された時間内に馬を臨場させ、獣医師団によるインスペクションを受けなければならない。 <以下現行通り></p> <p>820.11 獣医師団あるいは競技場審判団が必要と判断した場合は、この検査時間内で馬を 1 回に限らず検査することができる。しかし規定の検査時間内に当該馬は心拍数の回復、代謝機能の安定、歩様の健全性という 3 つの判断基準に基づいて競技を継続するに足る健</p>

改正案	現行
<p>継続するに足る健康状態であることを示さなければならない。</p> <p><820.12~820.13 は現行通り></p> <p>820.14 技術代表あるいは競技場審判団は、<u>獣医師団とともに、異常な気象条件やその他異常事態に応じて休止時間の長さを変更することができる。このような変更は当該区間の開始前に選手および/またはチーム監督全員へ通知しなければならない。馬のウェルフェアと選手の安全を守るため、獣医師団は技術代表および競技場審判団と協議のうえライド条件のウェルフェアへの影響を査定し</u> <u>(第 800 条 4.1)、検査への馬の臨場と心拍数について適正な変更を競技場審判団へ助言する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・心拍数上限を下げる ・プレゼンテーションタイムを短縮する、および ・馬のウェルフェアに影響する休止時間を延長する。 <p><u>獣医師団長、競技場審判団長は競技中、各インスペクションで通過しなかった馬の頭数とともにライド条件を監視していなければならない。馬の保護のため、インスペクション条件に変更を加えることは彼らの責任である。(JEF)</u></p> <p><820.15~821.1.5 は現行通り></p> <p>821.2 ホースインスペクション：心拍数の再インスペクション；再インスペクションの要請；<u>義務的な再インスペクション</u>；最終インスペクション</p>	<p>康状態であることを示さなければならない。</p> <p><820.12~820.13 は現行通り></p> <p>820.14 技術代表あるいは競技場審判団は、<u>獣医師団とともに、極度の気象条件やその他異常事態に応じて計時休止の長さを変更することができる。このような変更は当該区間の開始前に選手および/またはチーム監督全員へ通知しなければならない。</u></p> <p><820.15~821.1.5 は現行通り></p> <p>821.2 ホースインスペクション：心拍数の再インスペクション；再インスペクションの要請；<u>全頭対象の再インスペクション</u>；最終インスペクション</p>

改正案	現行
<p data-bbox="197 264 734 296"><821.2.1~821.2.13.1 までは現行通り></p> <p data-bbox="197 344 1122 536">821.2.13.2 馬を速歩で歩かせた後、検査を担当する獣医師が当該馬の競技続行適性に疑問を呈した場合、当該馬は3名の獣医パネルにより再度、速歩での検査を受ける。3名の獣医師が協議せず匿名での合否判定投票を行い、直接その結果を競技場審判団メンバーに通知する。</p> <p data-bbox="197 544 1122 767">821.2.13.3 疑わしい場合は馬と選手に有利となるよう、これら3名の獣医師の誰でも投票前に当該馬の速歩をもう一度要請することができる。その要請は競技場審判団メンバーに伝えられ、そこから選手に再度速歩をさせるように要請する。最終判断は獣医師3名が協議をせず個々に投票した多数決によって決定し、これが最終決定となる。</p> <p data-bbox="197 823 674 855"><821.2.13.4~827 までは現行通り></p> <p data-bbox="197 895 927 927">第 828 条は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)</p> <p data-bbox="197 975 405 1007"><以下現行通り></p>	<p data-bbox="1153 264 1691 296"><821.2.1~821.2.13.1 までは現行通り></p> <p data-bbox="1153 344 2085 536">821.2.13.2 馬を速歩で歩かせた後、検査を担当する獣医師が当該馬の競技続行適性に疑問を呈した場合、当該馬は3名の獣医パネルにより再度、速歩での検査を受ける。3名の獣医師による再検討した後に匿名での合否判定投票を行い、直接その結果を競技場審判団メンバーに通知する。</p> <p data-bbox="1153 544 2085 735">821.2.13.3 これら3名の獣医師はいずれも、馬と選手が有利になるよう、投票前にさらに当該馬に速歩をさせることができる。その要請は競技場審判団メンバーに伝えられ、そこから選手に再度速歩をさせるように要請する。最終判断は獣医師3名が協議をせず個々に投票した多数決によって決定し、これが最終決定となる。</p> <p data-bbox="1153 823 1630 855"><821.2.13.4~827 までは現行通り></p> <p data-bbox="1153 975 1361 1007"><以下現行通り></p>